

滝川市備蓄計画



令和元年12月

滝川市

(全面改訂)

目 次

1	はじめに	1
(1)	見直しが必要な事項	1
2	計画期間	1
3	基本的考え方について	1
(1)	市民備蓄	1
(2)	企業備蓄	1
(3)	流通備蓄	1
(4)	行政備蓄	1
4	市民備蓄	2
(1)	ローリングストック法	2
(2)	各家庭における非常持出し品	2
5	企業備蓄	2
6	流通備蓄	2
7	行政備蓄	2
(1)	行政備蓄（食料等）の対象者の想定	2
ア	行政備蓄の食料の品目・目標数量	4
イ	行政備蓄の飲料水の目標数量	5
(2)	行政備蓄のダンボールベットの必要性和目標数量	5
(3)	行政備蓄のトイレの備蓄の必要性和目標数量	5
(4)	行政備蓄の寝具（毛布・寝袋・タオルケット）の目標数量	6
(5)	行政備蓄の発電機（小型）、ガソリン携行缶、コードリールの目標数量	6
(6)	行政備蓄の石油ストーブ、灯油用ポリタンク（18ℓ）、給油ポンプの目標数量	7
(7)	行政備蓄の土のうの目標数量	7
(8)	行政備蓄の生活必要需用品	7
(9)	行政備蓄の資機材の備蓄	7
8	備蓄保管場所（機能・役割）	8
(1)	拠点備蓄場所（拠点備蓄倉庫）	8
(2)	分散備蓄場所（基幹避難所・地域避難所）	8
(3)	地域避難所への備蓄	8
9	備蓄物資購入計画	8
(1)	重点備蓄品目	8
ア	重点備蓄品目（毎年購入が必要な物）	9
イ	重点備蓄品目（早急に備蓄が必要な物）	9～10
(2)	重点備蓄品目以外の生活物資等	10
	重要備蓄品目（毎年購入が必要な物）、重点備蓄品目（早急に備蓄が必要な物）、重点備蓄以外の生活物資等、資機材等、防災協定締結先一覧	9～13
	分散備蓄計画	別紙1

1 はじめに

平成 23 年 3 月 11 日の三陸沖を震源とする東日本大震災では、マグニチュード 9.0、最大震度 7 が観測され、令和元年 7 月 9 日現在で、死者 18,429 名、行方不明者 2,533 名、負傷者 6,157 名、住家被害も全壊 404,890 棟発生したほか、ライフラインや道路、鉄道、港湾などの都市基盤施設にも大きな損害を与えました。

平成 27 年には「関東・東北豪雨」、平成 28 年には「熊本地震」や「北海道・東北豪雨」、平成 29 年には「九州北部豪雨」、平成 30 年には「北海道胆振東部地震」や「平成 30 年 7 月豪雨」、令和元年には「台風第 19 号」など、全国各地で被害が多発しており、滝川市においても平成 28 年に、台風の降雨により深沢川がはん濫するなど、大規模水害・大規模地震は、もはや対岸の火事ではありません。

特に平成 30 年の北海道胆振東部地震によるブラックアウトの対応を踏まえると、市民による日頃からの市民備蓄や防災協定による流通備蓄、さらには、国・北海道からの救援物資などの考え方を整理した上で、現行の滝川市備蓄計画（行政備蓄）を見直す必要があります。

この備蓄計画は、市民による日頃からの市民備蓄の促進や、流通備蓄等の考え方を踏まえ、自助・共助を基本としつつ、市民・行政が一体となり、災害時の適切な備えに向け対策を講じられるよう、次のとおり見直すものです。

- ① 基本的な考え方を市民備蓄、企業備蓄、流通備蓄、行政備蓄の 4 種類に分類します。
- ② 行政備蓄は、平成 30 年の北海道胆振東部地震によるブラックアウトを踏まえ、食料備蓄の数や、ダンボールベット数並びに必要性、更には、平成 30 年度の「滝川市避難所見直し基本方針」に基づき見直します。
- ③ 災害リスクの軽減、並びに早期避難所開設を図るために、昭和 56 年 6 月以前の耐震基準（以降、「旧耐震」という。）の「おおぞら倉庫」（旧おおぞら幼稚園）から、新たに流通団地にある耐震構造の防災倉庫（旧サンライフ滝川）に備蓄を移しました。
- ④ 「滝川市耐震化促進計画（第二期）平成 30 年 3 月」の変更に合わせて、災害想定を見直し、備蓄品目と備蓄数を見直します。

2 計画期間

令和 2 年度から令和 6 年度までとします。

なお、新たな検討課題が生じた場合には、その都度検討・検証を加え逐次修正します。

■計画期間

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
当初	H26.12										
変更						R1.12					

3 基本的な考え方

本市では、備蓄に対する基本的な考え方を以下のように取りまとめ、この基本的な考え方に従って備蓄していくこととします。

（1）市民備蓄

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、平常時から災害に備え、各家庭や企業備蓄においては、最低 3 日分以上（7 日分以上が望ましい）の食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄を推進することとします。

（2）企業備蓄

市民備蓄同様に事業所内で備蓄品を確保し、災害時に利用者や職員などが帰宅困難になった場合には、避難するための安全が確保できるまでの間、利用者や職員などが待機・避難できる企業体制を整えることが必要になります。

（3）流通備蓄

災害時に備えて民間事業者等とあらかじめ防災協定を結び、災害時に不足する食料等を避難所等へ迅速に配分します。

（4）行政備蓄

大災害や局地的な災害時に、避難所において生命維持や生活に必要な最低限の必要な物資について

行政が備蓄をします。

また、本市で不足する行政備蓄については、「中空知5市5町の防災に関する協定」に基づき、被害を受けなかった市町から物資の支援を受けるものとします。

4 市民備蓄

本市では、市民備蓄のより一層の向上を目指して、積極的に広報や啓発を勧めていくこととします。

(1) ローリングストック法

市民備蓄については、普段から購入している飲料水や食料品等を計画的に使用し、使用した分だけ新たに買い足すという方法で最低3日分以上の備蓄を行います。

なお、大規模災害時には「7日分」の備蓄が望ましいとされています。

- ・飲料水 3日分（1人1日3リットルが目安）
- ・非常食 3日分の食料として、ご飯（アルファ化米など）、ビスケット、板チョコ、乾パンなど
- ・日用品 トイレットペーパー、ティッシュペーパー、マッチ、ポータブルストーブ（停電時使用可能なもの）、カセットコンロなど

(2) 各家庭における非常持出し品

日常から何が必要なのかを考え、災害時に備えて備蓄を行うとともに、すぐに必要なものは、非常用の持出し品としてリュックサックなどにまとめておき、避難時にいつでも持ち出せる場所に置く。

- ・飲料水、食料品（カップめん、缶詰、ビスケット、板チョコなど）
- ・貴重品（預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など）
- ・救急用品（ばんそうこう、常備薬など）
- ・ヘルメット、防災ずきん、マスク、軍手
- ・懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話の充電器、予備電池
- ・衣類、下着、毛布、タオル
- ・洗面用具、携帯トイレ

※乳児のいるご家庭は、ミルク、紙おむつ、哺乳びんなどを用意します。また、高齢者等で紙おむつや介護食が必要な方は用意します。

5 企業備蓄

事業者等は、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転落防止などに取り組み、地震が発生した場合に応急処置を迅速かつ的確に講じることができるよう資機材を備蓄し、従業員を対象に防災訓練を実施するとともに、管理する施設の利用者や従業員の安全確保に努める。

こうしたことから、事業者等に対して備蓄の推進を図るよう市から啓発を行うとともに、災害時にはできるだけ早期に事業を再開できるように継続体制の整備に事業者は努める必要があります。

参考 中小企業庁「中小企業BCP支援ガイドブック」

URL <https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/2018/180420BCPshiryol.pdf>

6 流通備蓄

災害時に不足する食料等を避難所等に迅速に配分するため、民間企業等とあらかじめ協定等を締結し、災害時に必要な物資を調達する仕組みを整えます。

現在、表2「滝川市が提携している災害協定締結一覧」のとおり、主に市内業者と物資（食料・生活必需品）及び資器材等に関する協定を締結していますが、新たな民間企業等と協定を締結し、万一に備え救援体制を強化します。

また、より実効的な物資の確保を図るために、これまで締結している協定内容を検証し実効性のある流通備蓄に努めます。

7 行政備蓄

(1) 行政備蓄（食料等）の対象者の想定

本市で想定される災害には、大規模なものでは地震・水害がありますが、大規模水害（石狩川・空知川の氾濫時には、浸水想定区域は人口の半分ほどの約2万人が居住している）については、事前に予測可能であることから、避難勧告等発令時には、避難者自らが、家庭内の備蓄の持ち出しや買い出しすることを基本と考え、初動に必要な行政備蓄は想定しないこととし、突発的に発生し、家屋倒壊から身を守ることを優先する地震を想定し対象者数を算定しました。

なお、地震については「滝川市耐震化促進計画（第二期）平成 30 年 3 月」（計画期間 H30～R9）に基づき、北海道地域防災計画における想定地震から、次の二つの断層帯における行政備蓄の対象者の想定人数から必要数を算定しました。

表 1 食料提供者の対象者想定数算定表

想定地震	増毛山地東縁断層帯	沼田－砂川付近の断層帯
地震規模	M7.8	M7.5
震源から本市までの距離	約 19.7 k m	約 3.6 k m
地表面震度	5.2～6.5	5.5～7.0
建物被害棟数	全壊 1,200 棟 半壊 2,400 棟	全壊 4,900 棟 半壊 3,500 棟
避難者数及び必要食数	広域被害想定	被害が広範におよび、札幌市や旭川市でも震度 5 強～6 強となることが想定されており、防災協定先の被災や道路被害などで物資支援に時間を要することが見込まれます。
	備蓄必要食数	国や北海道からのプッシュ型支援や防災協定先からの受援の遅れを考慮し、 3 食（1 日分） とします。
	算定	全壊 4,900 棟×1.86 人＝9,114 人 半壊 3,500 棟×0.13×1.86 人＝846.3≒846 人 A+B＝ 9,960 人 9,960 人×1 食＝9,960 食≒ 9,900 食
受援の考え方	受援を受けるためには、最低でも 1 日かかるので、3 食分は最低限必要と考えます。	早期に受援を受けることが可能であり、想定数量を大幅に下回る可能性が大きい。
結果	これらのことから、増毛山地東縁断層帯の被害想定人数分の食糧及び飲料水の備蓄が必要です。 ■食料提供数量は 8,400 食とします。	

対象人数 2,812 人×3 食分≒8,400 食の内、市民備蓄 33.4%（※3）≒3 割、企業備蓄 1 割、流通備蓄（民間企業者等の防災協定業者）3 割で対応するものとし、残りを行政備蓄で担うものとし

す。

■ 算定式

8,400 食×(1-0.7 (0.3 (市民備蓄) +0.1 (企業内備蓄) +0.3 (流通備蓄))) =2,520 食 (行政備蓄)

※1 滝川市人口：2019 年 10 月現在 39,953 人 21,475 世帯 1 世帯あたり 1.86 人より

※2 平成 25 年 3 月 18 日 中央防災会議 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ 南海トラフ巨大地震の被害想定項目及び手法の概要～ライフライン被害、交通施設被害、被害額の資料 4 (11P) 内陸部（津波浸水地域外）における避難者算出より家屋の全壊により住む場所を失った方は、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難と想定される者の内、家屋が半壊した避難者数 0.13%より

※3 大地震に備えて「食料や飲料水を準備している」と回答した人の割合 2009 年 12 月 33.4% 内閣府（2010）「防災に関する特別世論調査平成 21 年 12 月」、内閣府（2007）「地震防災対策に関する特別世論調査（平成 19 年 10 月）より

表2 滝川市が提携している災害協定締結一覧（平成31年3月26日現在）食料関係のみ抜粋

協定件名	締結年月日	協定先	協定内容
災害時における食糧等の供給に関する協定書	H18.11.22	たきかわ農業協同組合	早期に食糧等を確保し被災者等の生活の安定を図る。
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	H29.2.24	イオン北海道㈱	災害時における応急生活物資の供給
災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	H21.6.9	北海道コココーラボトリング株式会社	災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等の提供 災害本部が設置された場合等の緊急時に災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供 ※3の再掲
災害時の物資供給に関する協定	H29.2.22	㈱セブン-イレブン・ジャパン	災害時の物資輸送、店舗の営業の継続又は早期再開に対する要請ができることに関する協定
災害時における応急物資の供給の協力に関する協定	H29.7.5	㈱セコマ	災害時における応急物資の供給
災害時における応急物資の供給等の協力に関する協定	H30.1.29	滝川地方卸売市場株式会社	災害時における応急物資の供給、物資集積拠点となる場所の提供、物資拠点の管理、受援のための活動拠点となる場所の提供
滝川市と株式会社JCUとの地域連携協定	H31.1.24	株式会社JCU	飲料水の提供及び太陽光発電装置からの電源供給
大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定	H24.7.18	名護市	応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等の提供等
大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定	H24.11.9	栃木市	応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等の提供等
大規模災害時における相互応援協定	H25.2.15	八幡平市	応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等の提供等

ア 行政備蓄の食料の品目・目標数量

平成30年の北海道胆振東部地震によるブラックアウトの対応を踏まえて、現在備蓄しているクラッカーについては、高齢者などには固く食べづらいことや、食品アレルギーに対応していないことから、使用には制限があります。また、野菜シチューについても食品アレルギー対応していないことや、温める設備が必要であり、さらに鍋で焦げないように調理する必要があることなどから、平成30年のブラックアウトでは使用することができず、北海道に食料支援（菓子パン）の要請や、防災協定締結事業者である滝川農業協同組合から米や、滝川地方卸売市場（株）から野菜等の食材を調達し、自衛隊による炊き出しを行い食料支援を実施しました。

このことを踏まえ、熱を要しない飲料水を入れるだけで、かつ、食品アレルギーに対応（特定25品目を含まないアレルギー対応）しているアルファ化米を、令和元年度に緊急備蓄して、600食を備蓄しました。

今後は、ローリングストックを踏まえて、賞味期限5年間のアルファ化米及び、飲料水を5年計画にて備蓄し、賞味期限が残り1年を切った食料については、自主防災組織等の防災訓練や啓発講座の開催時や、小・中学校等の防災教育の一環として使用し、防災意識の高揚を図ります。

また備蓄目標が達成されるまでの間、備蓄しているクラッカーや野菜シチューのサバイバルフーズ（2020食）を活用します。

なお、すでに備蓄しているクラッカー（購入年H23～H28）及び野菜シチュー（購入年H23～H28）については、賞味期限が25年あることから、クラッカーは補助食料として、野菜シチューは炊き出しが可能となった場合に、食物アレルギーを持つ人に十分注意しながら使用します。

表3 行政備蓄 食料品目及び目標数量

品 目	現在の備蓄数 (R1.11)	目標備蓄数
サバイバルフーズ (クラッカー) ※430 カロリー/食	96 缶×10 食/缶=960 食	現状維持
サバイバルフーズ (野菜シチュ ー) ※ (不明) カロリー/食	106 缶×10 食=1,060 食	現状維持
アルファ化米 (必要水量約 160 ml) ※377 カロリー/食	600 食	2,520 食

イ 行政備蓄の飲料水の目標数量

飲料水は、3 日分で 1 人 1 日 3 リットルが目安であり、個人備蓄と流通備蓄を踏まえ、またアルファ化米 1 食に利用する水量の約 160 ml となっていることを考慮し、1 人 1 食 500 ml 1 本 (飲料水としては 340 ml) を基本とし 3 食 3 回分である 1.50 を目標数量とします。

また目標備蓄数が達成されるまでの間、中空知広域水道企業団及び防災協定業者 (流通備蓄) から支援が得られるよう事前に協力要請を行うことにより、支援が受けられよう協力をお願いします。

表4 行政備蓄 飲料水の目標数量

品 目	現在の備蓄数 (R2.3)	目標備蓄数
飲料水 (500ml) 年賞味期限	1,871 本	2,520 本

(2) 行政備蓄のダンボールベットの必要性と目標数量

避難生活による環境では、狭い避難所での寝泊まりが続くことやストレス等により、エコノミークラス症候群を引き起こす可能性や、ほこり等の吸い込み防止のため、高齢者等の足が不自由な方にも立ち上がりやすいダンボールベットの配備が、早期の避難行動につながるだけでなく、健康被害を防ぐことにも繋がることから最低限の備蓄を行います。

なお、平成 30 年の北海道胆振東部地震の際には、発災後 2 日で国のプッシュ型支援によりダンボールベットが被災地に届けられたことから、発災直後に、必要と思われる方を、避難行動要支援者の内、A (移送介護が必要な人) の人数を目標にダンボールベットを備蓄することとし、避難者数については、被害人数が多い「沼田ー砂川付近の断層帯」の避難者数を対象とします。

また目標備蓄数が達成されるまでの間、既存の毛布やブラケットなどを活用します。

■ 算定式

- ・ (滝川市人口 R1. 10. 末) 39,953 人 ÷ (避難行動要支援者数 R1. 11. 14) 9,998 名 = 25%
- ・ 避難行動要支援者の 9,998 内、A の該当者数 887 人 (8.8%)
- ・ (沼田ー砂川付近の断層帯の想定避難者数) 9,960 人 × 25% = 2,490 人の内 A (8.8%)

= 219.12 ÷ 220 台

表5 行政備蓄のダンボールベットの数

品 目	現在の備蓄数 (R1.11)	目標備蓄数
ダンボールベット	91 台	220 台

(3) 行政備蓄のトイレの備蓄の必要性と目標数量

避難生活において、トイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化に繋がることから、発災直後はガイドライン (※6) に則り、50 人あたりに 1 基を基準とし、仮設トイレを備蓄します。

なお、2 日目以降には流通備蓄 (防災協定業者) をはじめ、国からのプッシュ型の支援を含め、20 人に 1 基を基準に配備します。避難者数については、被害人数が多い「沼田ー砂川付近の断層帯」の避難者数を想定します。

また目標備蓄数が達成されるまでの間、「中空知 5 市 5 町防災に関する協定」(H28.7.5) (目標備蓄数を上回る備蓄数) から広域支援にて対応します。

■ 算定式

- ・ (沼田ー砂川付近の断層帯の想定避難者数) 9,960 人 ÷ 50 人 = 199.2 ÷ 200 基

表6 行政備蓄の仮設トイレの数

品 目	現在の備蓄数 (R1.11)	目標備蓄数
仮設トイレ (テント付き)	30 基	200 基

※6 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン 平成 28 年 4 月内閣府防災担当より

(4) 行政備蓄の寝具 (毛布・寝袋・タオルケット・ブランケット) の目標数量

避難者数については、被害人数が多い「沼田－砂川付近の断層帯」の避難者数を想定し、毛布の他、寝袋、ブランケットと組合せ、最低限 1 人 1 枚とします。

なお、定期的にクリーニングするとともに、カビ、虫、湿気を防ぐため再度真空パックして、清潔な環境を保つように努めます。

また目標備蓄数が達成されるまでの間、「中空知 5 市 5 町防災に関する協定」(H28.7.5) (目標備蓄数を上回る備蓄数) から広域支援にて対応します。

■毛布の算定式

(沼田－砂川付近の断層帯の想定避難者数) 9,960 人 × 1 枚/人 × (1-市民備蓄 33.4%) = 6,633 枚
 -1,172 枚 (寝袋) = 5,461 枚 -1,226 枚 (毛布) = 4,235 枚 ≒ 4,200 枚

なお、タオルケットは乳児・子供用とします。

表7 行政備蓄の寝具の数

品 目	現在の備蓄数 (R2.3)	目標備蓄数
毛布	2,609 枚	4,200 枚
寝袋	1,172 個	現状維持
アルミマット	100 枚	4,000 枚
タオルケット	151 枚	現状維持
ブランケット	1,226 枚	現状維持

(5) 行政備蓄の発電機 (小型)、ガソリン携行缶、コードリールの目標数量

冬期間 (地震による停電想定) の避難所における暖房の考え方

地震によらない一般の停電では、北海道電力では各家庭の対応となるとし、ポータブルストーブの家庭備蓄が必要と考えます。(気象庁でも着雪による停電に備えた暖房機器の準備の注意喚起がされております。)

地震には、半壊、全壊により自宅に滞在できなく避難所へ避難される場合は、冬期間の停電時の避難所の暖房確保は、必要なことだと考えております。

そのため、昨年のブラックアウトを教訓に、滝川市スポーツセンター第 1 体育館、滝川市東滝川地区転作研修センターを令和元年度に非常用電源が接続できるよう外部接続盤を設置し、停電時も通常時と同様に電源を使用できるように整備しました。また滝川市農村環境改善センターも令和 2 年度に改修時に同様な設備を整備する予定であります。

そのほかの避難所については、小型発電機で 100V により稼働する通常の暖房機器は使用可能となりますことから (例えば、コミュニティセンターの体育館の暖房ほか)、コードリールによる接続によって個別暖房の使用を確保します。

学校の体育館などの 200V の場合は、小型発電機が使用できないことから、ポータブルストーブ 2 台を設置し、緊急的な対応をいたします。

※目標数量の算出

ポータブルストーブ 2 台/避難所 × 27 か所 = 54 か所

発電機 1 台/避難所 × 27 か所 + 2 台 (滝川市東滝川地区転作研修センター並列接続) = 29 台

コードリール 1 個/避難所 × 27 か所 = 27 個

表8 発電機（小型）、ガソリン携行缶、コードリールの数

品 目	現在の備蓄数（R1.11）	目標備蓄数
発電機（小型）	12 台	29 台
ガソリン携行缶(10L)	19	58
コードリール（30m）	22	27

※燃料の多様化によるリスク分散を考慮し、ガス発電機についても検討する。

（6）行政備蓄の石油ストーブ、灯油用ポリタンク(18ℓ)、給油ポンプの目標数量

冬期間の停電の備えとして、（5）の発電機（小型）を指定避難所に配備しても、すべての既存ストーブ電源を賄えるわけではないことから（特に体育館）、電源を必要としないポータブルの石油ストーブを指定避難所に最低限1台の備蓄を行います。また、これに合わせて、必要となる灯油用ポリタンク、給油ポンプを備蓄します。

なお、（5）の発電機（小型）が備蓄されていない指定避難所に追加で1台を割り当てます。よって、外部電源取付口がない避難所は27台+18台（※7）=45台となります。

※7 避難所30カ所-備蓄している小型発電機12台=18台

表9 石油ストーブ、灯油用ポリタンク(18ℓ)、給油ポンプの数

品 目	現在の備蓄数（R2.3）	目標備蓄数
石油ストーブ	71 台	54 台
灯油用ポリタンク(18ℓ)	51	60
給油ポンプ	29	28

（7）行政備蓄の土のう袋の目標数量

水害に備え、土のうを備蓄する。なお経年劣化により使用できなくなることから、適時購入します。なお、備蓄数については、現状数の維持としました。

表10 土のう

品 目	現在の備蓄数（R1.11）	目標備蓄数
土のう袋	200 袋 (砂入約 2,000 袋有)	5,000 袋

（8）行政備蓄の生活必要需要品

生活必需品については、避難生活をするにあたって当初から必要不可欠と考えられる次の物資を備蓄します。

なお、粉ミルクについては、保育所と連携し1缶分をローリングストックします。

トイレットペーパー、紙おむつ（大人用・乳幼児用）、哺乳瓶、生理用品などの生活必需品については、現状維持を原則として、衛生面を考慮し定期的に購入します。

表11 生活必需用品備蓄

○紙おむつ（乳幼児用）	○哺乳瓶（乳幼児用）	○尿もれパッド
○生理用品	○バスタオル	○タオル
○箱ティッシュ	○紙おむつ（大人用）	○トイレットペーパー
○災害用簡易トイレ	○ポリ袋	○紙皿
○紙ボウル	○先割れスプーン	○紙コップ

（9）行政備蓄の資機材の備蓄

資機材については、救出活動や避難所運営等、または、地域における応急対策活動に必要な資機材を備蓄する。また備蓄数は現在の数量を基本とします。

なお、災害時に不足する資機材については、流通備蓄により調達する。（別紙・防災協定業者一覧表参照）また新たに防災協定を締結することにより、流通備蓄による資機材の確保に努めます。

表 12 資機材備蓄

○ シャベル	○ つるはし	○ 消毒液
○ ジャッキ	○ ノコギリ	○ 消石灰
○ バール	○ ロープ	○ 合羽
○ 防水シート（ブルーシート）	○ 懐中電灯（予備電池）	○ 軍手
○ 発電機	○ ポリタンク・給油ポンプ	○ ヘルメット
○ 噴霧器	○ 長靴	○ ロウソク

8 備蓄保管場所（機能・役割）

令和元年度には、旧耐震の「おおぞら倉庫」（旧おおぞら幼稚園）から、新たに流通団地にある新耐震の防災倉庫（旧サンライフ滝川）に備蓄を移すことで、災害リスクの軽減を図りました。また、早期に避難所開設を行えるよう分散備蓄を進めます。

（1）拠点備蓄場所（拠点備蓄倉庫）

行政備蓄の保管ための「拠点備蓄倉庫」を設置します。また、災害リスク（地震・水害）に対応するため、2つの施設を設けます。

なお、旧耐震である防災作業所については、耐震化事業を実施するか、又は浸水想定区域外へ「公共施設マネジメント計画」に基づき、既存の耐震化施設の確保を検討します。

● 拠点備蓄倉庫一覧

拠点備蓄場所	所在地	備考
防災作業所	滝川市文京町4丁目1番	旧耐震
防災倉庫	滝川市流通団地3丁目6-22	浸水想定区域内 (耐震構造)

（2）分散備蓄場所（基幹避難所・地域避難所）

分散備蓄場所については、発災時に迅速かつ円滑に災害対策活動を行えるよう基幹避難所及び地域避難所とします。

また、備蓄する資機材、生活必需品の品目については、避難所の早期開設に必要な物（毛布・発電機等）を優先することとし、その数量については、分散備蓄場所の施設管理者と協議のうえ定め、別紙1「分散備蓄計画」に整理することとします。

※現時点における避難所別の備蓄状況については、「避難所備蓄物一覧表」参照。

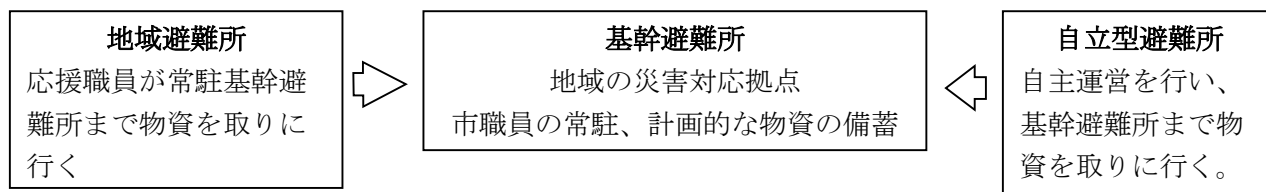
① 基幹避難所

滝川市スポーツセンター第1・2体育館、江陵中学校、東小学校、開西中学校、滝川第三小学校、滝川市農村環境改善センター

② 地域避難所

北地区コミュニティセンター、滝川第二小学校、滝川工業高等学校、三世代交流センター北地区分館、幸町地区コミュニティセンター、滝川第一小学校、中地区コミュニティセンター、滝川高等学校、東地区コミュニティセンター、東滝川地区転作研修センター、花・野菜技術センター、三世代交流センター、滝川西高等学校、西小学校、扇町地区コミュニティセンター、本町地区コミュニティセンター、こどもセンターめもる、中央児童センター、明苑中学校、泉町福祉会館、江部乙小学校、江部乙中学校、滝川ふれ愛の里、江部乙小学校、江部乙中学校

図1 避難所機能別備蓄関係図



(3) 地域避難所への備蓄

地域避難所においては、当初から住民主体の自主運営を期待していることから、必要な備蓄については地域との協議により備蓄を進めます。

9 備蓄物資購入計画

(1) 重点備蓄品目（生命・健康維持のため必要不可欠なもの）

ア 重点備蓄品目（毎年購入が必要な物）

食料及び飲料水については、賞味期限が5年であることから5年計画による備蓄の入れ替えを毎年行うことで、一定数を備蓄し続ける必要があります。

また、食品ロスが生じないローリングストックを検討します。

イ 重点備蓄品目（早急に備蓄が必要な物）簡易トイレ（テント付き）、ダンボールベット、毛布

(2) 重点備蓄品目以外の生活物資等

予算の範囲内にて適時備蓄するとともに、防災協定を活用した流通備蓄及び、国のプッシュ型支援や北海道や他市町村からの応援物資により確保に努めます。

重点備蓄品目（毎年購入が必要な物）

物品名	目標数	現状（令和2年3月4日現在）					備蓄物資購入計画
		市役所	防災作業所	防災倉庫	各避難所	合計	
サバイバルフーズ（クラッカー）	現状	30	66			96	
サバイバルフーズ（野菜ジュース）	現状	35	71			106	
アルファ化米	2,520	300		300		600	480/年
飲料水（500ml）	2,520	480	528	672	191	1,871	500/年
粉ミルク	1	1				1	1/年

重点備蓄品目（早急に備蓄が必要な物）

物品名	目標数	現状（令和2年3月4日現在）					備蓄物資購入計画
		市役所	防災作業所	防災倉庫	各避難所	合計	
簡易トイレセット（テント付）	200		15	15		30	
マンホール対応トイレセット	6		6			6	完了
毛布	4,200	48	579	1,233	749	2,609	
ブランケット	1,226		1,226			1,226	完了
ダンボールベット（テープあり）	220		40	51		91	
発電機	29	2	7		4	13	
ガソリン携行缶（10ℓ）	30	2	15		3	20	
コードリール（30m）	27		21		1	22	
ポータブルストーブ	54		31	23	17	71	完了
灯油用ポリタンク（18ℓ）	30		25	26		51	完了
給油ポンプ	27		13	16		29	完了

PP 土のう	5,000		5,200			5,200	完了
アルミマット	4,000		100			100	

重点備蓄品目以外の生活物資等

物品名	目標数	現状（令和２年３月４日現在）					備蓄物資 購入計画
		市役所	防災 作業所	防災 倉庫	各 避難所	合計	
生活用水（500m ³ ） ※賞味期限の過ぎた飲料水の活用	定めない		8,328	7,992		16,320	
尿もれパッド	〃			2,245		2,245	
マスク	〃	2,500				2,500	
日用品セット（大）	〃	6	18			24	
日用品セット（中）	〃	6				6	
日用品セット（小）	〃	2	3			5	
アルコール消毒液	〃		0			0	
タオル	〃	90	3,516	3,193	200	6,999	
バスタオル	〃		235	259	200	694	
プラスチックコップ（9oz）	〃		800			800	
紙コップ	〃		1,900		100	2,000	
紙皿	〃		2,600		100	2,700	
紙ボウル	〃	200	1,300		100	1,600	
発泡スチロール丼	〃	50	120			170	
プラスチックフォークスプーン	〃	100	1,300		100	1,500	
割りばし	〃		500			500	
哺乳瓶	〃		192			192	
箱ティッシュペーパー	〃		423		36	459	
トイレットペーパー	〃		72			72	
ポリ袋（透明 45ℓ）	〃		1,000			1,000	
女性用ナプキン	〃		119			119	
紙おむつ（子ども用）	〃		544			544	
紙おむつ（大人用）	〃		26	147		173	
タオルケット	〃		45	106		151	
寝 袋	〃		1,102		70	1,172	
ろうそく	〃		160			160	
大型ポリ容器（蓋付）	〃		2			2	
カセットコンロ	〃	2	28			30	
カセットボンベ	〃	12	177			189	
懐中電灯（電池付）	〃	4	48			52	
懐中電灯（電池無）	〃	27	357		11	395	
懐中電灯（LED）	〃	5	4			9	

乾電池（単一）	〃	67	1,334		40	1,441	
乾電池（単二）	〃		72			72	
乾電池（単四）	〃		30			30	
傘（透明）	〃		50			50	
消毒液用 ハンドスプレー	〃					0	
ハンドタオル	〃	90		115		205	
飲料水用ポリタンク （20ℓ）（10ℓ）	〃		22			22	
ウォッシュャブルタンク（10ℓ）	〃	1		1		1	
鍋	〃	2	13	15		30	
寸胴	〃			4		4	
おたま	〃	2	13	15		30	
ポリバケツ	〃		7			7	
花ごご	〃		9			9	
非常用MG空気電池	〃	4	6			10	
ロゴス製ROSYテント	〃		10			10	
マグライト	〃	90				90	
ベビーバス	〃	1				1	

資機材等

物品名	目標数	現状（令和2年3月4日現在）					備蓄物資 購入計画
		市役所	防災 作業所	防災 倉庫	各 避難所	合計	
噴霧器	定めない	5				5	
発電機（日本車輛）50KVA	〃		1				
ブルーシート（10×10）	〃		30			30	
トラロープ（安全表示用 100 m）	〃		20			20	
照明器具（三脚付）	〃		19		1	20	
会議用テーブル	〃		2			2	
会議用テーブル（折りたたみ）	〃		4			4	
パイプ椅子	〃		39			39	
踏み台	〃		2			2	
立て看板	〃		11			11	
高強度タップコード（10m）	〃		5			5	
高強度タップコード（5m）	〃		15			15	
カーリータップコード（3m）	〃		20			20	
車載拡声器セット	〃	10				10	

● 滝川市が提携している災害協定締結一覧(平成31年3月26日現在)

No.	協定件名	締結年月日	協定先	協定内容
1	中空知地域救急医療相互応援協定	S62.6.2	空知医師会、空知歯科医師会、道薬剤師会北空知支部	災害時の救急医療の相互応援に関する協定
2	災害時の医療救護活動に関する協定書及び実施細則	H2.2.15	滝川市医師会	災害時の救急医療の相互応援に関する協定
3	震度情報ネットワークシステムに係る協定書	H9.4.1	北海道	市町村・道・消防庁が公衆回線でネットワークすることにより、震度情報を早期に把握し、防災対策の初期活動を迅速に実施するため道が設置する表示装置(震度計)に関する協定
4	道路等の情報提供に関する覚書	H12.5.24	滝川郵便局、江部乙郵便局	郵便配達等で市内を巡回する際に収集した道路状況等に関する情報を提供する。
5	FMなかぞらちと災害時における災害広報活動の協力に関する協定書	H13.12.28	㈱FMなかぞらち	市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害広報活動に対する協力についての協定
6	災害時における応急対策業務についての協定	H18.10.25	滝川建設協会	被害調査や早期復旧を図るため情報の連絡網の構築、協力実施体制の構築、資機材保有状況の報告、施設の被害状況の把握に係る業務対応、災害応急対策に係る業務などの協力協定
7	災害時における食糧等の供給に関する協定書	H18.11.22	たきかわ農業協同組合	早期に食糧等を確保し被災者等の生活の安定を図る。
8	災害時における食糧等の供給に関する協定書	H18.12.5	マックスバリュ北海道	早期に食糧等を確保し被災者等の生活の安定を図る。
9	災害時における食糧等の供給に関する協定書	H18.12.5	㈱ジョイ	早期に食糧等を確保し被災者等の生活の安定を図る。
10	災害時における機器の調達に関する協定	H19.3.29	㈱カナモト滝川営業所	仮設トイレ、移動式暖房機、発電機及びカナモトが所有する建設機械等
11	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	H21.6.9	北海道コココーポリング株式会社	災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等の提供 災害本部が設置された場合等の緊急時に災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
12	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	H22.5.28	北海道開発局	大規模自然災害発生直後の緊急対応等
13	災害時の航空機運航協力に関する協定書	H22.6.23	(株)滝川スカイスポーツ振興協会、滝川地区広域消防事務組合	災害時等の上空からの情報提供等の協力
14	災害等の発生時における滝川市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	H22.6.30	北海道エルピーガス災害対策協議会	被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供、応急措置及び復旧工事などの協定
15	災害時における協力体制に関する協定	H22.9.16	國學院大學北海道短期大学部	市民及び在勤者等の安全確保や生活復興等災害対策を迅速に推進するための甲乙の協力体制を整備する協定
16	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	H24.3.30	北海道立総合研究機構花・野菜技術センター	避難所として利用できる施設を提供する協定
17	大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定	H24.7.18	名護市	応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等の提供等
18	災害時における避難所等施設利用に関する協定	H24.11.1	北海道電力株式会社	滝川テクニカルセンターの一部を避難所等として利用する協定
19	大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定	H24.11.9	栃木市	応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等の提供等
20	災害時における機器の調達に関する協定	H24.11.27	㈱共成レンテム	仮設トイレ、移動式暖房機、発電機及び共成レンテムが所有する建設機械等
21	災害時における対策業務についての協定	H24.11.30	滝川環境維持管理協同組合	被害調査や早期復旧を図るため情報の連絡網の構築、協力実施体制の構築、資機材保有状況の報告、施設の被害状況の把握に係る業務対応、災害応急対策に係る業務などの協力協定
22	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	H24.12.3	㈱滝川スポーツクラブ	温水プールの一部を避難所等として利用する協定
23	大規模災害時における相互応援協定	H25.2.15	八幡平市	応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等の提供等
24	北海道総合行政情報ネットワーク連絡所の管理運営に関する協定	H25.4.1	北海道	北海道の設置する北海道総合行政ネットワーク連絡所の設置、運営及び費用の負担についての協定
25	大規模災害時等の連携に関する協定	H25.9.27	陸上自衛隊第11旅団第10普通科連隊	応急対策に係る連携等
26	災害時における滝川郵便局と滝川市の協力に関する協定	H26.3.20	郵便局㈱滝川郵便局	被災市民の情報提供、貯金、生命保険、広報、車両提供
27	災害時の応援に関する協定	H26.3.28	財務省北海道財務局、北海道及び道内市町村	災害時の応援 財務省北海道財務局、北海道、北海道市長会、北海道町村会との四者による協定(市町村は市長会、町村会へ締結委任)
28	災害時における燃料の供給等に関する協定	H26.3.31	空知地方石油業協同組合	施設及び車両への燃料の供給、施設にある燃料を使用する設備の点検、応急措置及び復旧などの協力協定
29	災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定	H26.8.6	札幌地区トラック協会滝川支部	災害復旧資材及び救援物資等の輸送に関し、円滑に行う体制の確保
30	災害救援物資の配分に係る協定	H26.11.1	日本赤十字社北海道支部 滝川市地区	災害時の救援物資(毛布)の配分に関する協定
31	災害時協力協定	H26.12.3	(一財)北海道電気保安協会	災害等による大規模停電時等における避難所等の発電機接続、復旧時通電前の施設点検等
32	福祉避難所の指定に関する協定	H27.3.27	㈱北星	災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定

33	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定及び実施細目	H27.3.31	北海道及び道内市町村	災害時の相互応援 北海道、北海道市長会、北海道町村会の三者による協定(市町村は市長会、町村会へ締結委任)
34	福祉避難所の指定に関する協定	H27.6.16	社会福祉法人滝川市社会福祉事業団	災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定
35	災害時及び防災活動に関する協力協定	H27.8.19	一般財団法人滝川青年会議所	災害時における給水、炊き出し、救護活動、避難所の開設・運営等への協力と平時からの情報共有、訓練への参加協力等
36	災害時における物資調達に関する協定	H27.12.14	王子コンテナ株式会社 札幌工場	災害時に避難所等で使用する段ボール製簡易ベッド、段ダンボール製間仕切り、その他段ボール製品等の調達に関する協定
37	災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	H28.3.25	公益社団法人北海道柔道整復師会滝川ブロック	災害時の被災者に対する救護活動(柔道整復師の派遣と避難所等での施術)
38	中空知5市5町防災に関する協定	H28.7.5	芦別市、赤平市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町	平常時における相互協力および災害時における相互応援
39	滝川市における台風等風水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン)の連携に関する協定	H28.8.3	北海道開発局札幌開発建設部、札幌管区气象台	タイムラインの円滑な実施のための連携
40	包括連携協力協定	H28.12.1	ヤマト運輸㈱北海道支社道北主管支店	災害時の物資輸送・物資拠点及び高齢者・障がい者、不法投棄、道路施設の異常等に関する包括連携協力協定
41	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	H29.2.22	㈱セブン-イレブン・ジャパン	災害時の物資輸送、店舗の営業の継続又は早期再開に対する要請ができることに関する協定
42	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	H29.2.24	イオン北海道㈱	災害時における応急生活物資の供給
43	福祉避難所の指定に関する協定	H29.5.29	社会福祉法人滝川ほほえみ会	災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定
44	災害時の応急物資の供給の協力に関する協定	H29.7.5	株式会社 セコマ	災害の発生又発生のおそれがある場合の物資の確保
45	災害時の航空機運航協力に関する協定書	H29.10.1	公益社団法人滝川スカイスポーツ振興協会	航空機を用いた災害情報収集の協定
46	災害時における応急物資の供給等の協力に関する協定	H30.1.29	滝川地方卸売市場株式会社	災害時における応急物資の供給、物資集積拠点となる場所の提供、物資拠点の管理、受援のための活動拠点となる場所の提供
47	災害時における緊急輸送等に関する協定	H30.2.23	北星交通株式会社	災害時の要配慮者等の輸送業務
48	無人航空機による災害時等支援協力に関する協定	H31.1.30	滝川測量設計 株式会社	災害時に無人航空機を用いた災害対応及び人命救助に必要な情報収集
49	滝川市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	H31.1.30	社会福祉法人滝川市社会福祉協議会	滝川市災害ボランティアセンターの設置運営
50	災害時における緊急輸送等に関する協定	H31.2.15	株式会社三星	災害時の要配慮者等の輸送業務
51	滝川市と株式会社JCUとの地域連携協定	H31.1.24	株式会社JCU	飲料水の提供及び太陽光発電装置からの電源供給
52	災害発生時における滝川市と滝川市内郵便局の協力に関する協定	H31.3.26	滝川市内郵便局	避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収

浴 革

平成 24 年 3 月 策定
平成 26 年 12 月 一部改訂
令和元年 12 月 全面改訂
令和 2 年 3 月 一部改訂